内閣衆質一〇四第一二号

昭和六十一年四月十五 日

国 務 大 臣 内閣総理大臣臨時代理

江 﨑

真

澄

衆 議 院 議 長 坂 田 道 太 殿

衆議院議員草川昭三君提出フィリピンに対する経済協力に関する質問に対し、 別紙答弁書を送

付する。

衆 議院 議員草 川昭三君提出フィリピンに対する経済協力に関する質問に対する答弁

書

一について

(1) 玉 際協力事業団が、 昭 和 四十九年の設立以来昭和五十九年度末までにフィリピンを対象と

L て行つた開 発 調査は、 八十件であり、 うち報告 書 0 閲覧が 可 能なものは三十九件である。

(2) 部 \mathcal{O} 報 告 書 が 非 公 表 扱い となってい る \mathcal{O} は、 相 手 玉 政 府 との 関 係 玉 際 協 力 事 業 寸 \mathcal{O} 実

施 す る 事 業 \mathcal{O} 円 滑 な 推 進、 プ 口 ジ 工 ク } 0) 公 正 な 実 施 等 \mathcal{O} 観 点 か ら、 定 期 間 公 表 L な 1

とが 適当と認 め 5 れ る ため で あ る。 な お、 定期 間 経過 後、 公表 を制限 はすべ き事 由 が 消 滅 L

たと判断される場合は公表措置を執ることとなる。

二について

御指摘の総事業費見積りは、二百十五億五千八百万円である。

三について

本件について、 フィリピン 政府から公表差止めの要請は受けていない。 なお、 当該報告書

は、現在公表されている。

四について

政 府 0 本件に対する立場は、 フィリピンの新政権に対しても、 また借款の完済後も、 不変で

ある。

五について

御 指 摘 のような場合にお いて、 フィリピ ン 政 府 か 5 我 が 玉 政 府 に対 し何ら かの 要請 があれ

ば、 要請の内容を踏まえて、いかなる対応が可能か検討したい。

右答弁する。